



学校だより

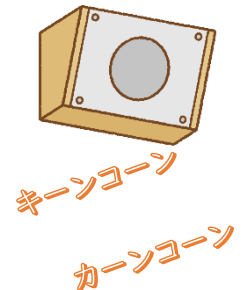
雑賀崎小学校
1 月 号
令和 6 年度
2024 年度

○ 基本に戻って…

新年になり、私たち教職員も 2 学期までを振り返り、改善すべきことはないかを考えながら、新学期を迎えました。

1 年前からノーチャイムを始めましたが、これは上手く馴染み、終わりのチャイムによって授業の集中が切れることがなくなりました。また、始まりのチャイムはありませんが、時刻を意識して行動できるようになっている児童が多くいます。

3 学期から改善していきたいことは次の 2 つです。保護者の方の協力もお願いしたいことになります。



☆1 項目は、**朝の始業時刻**には教室に入りましょう。



雑賀崎小学校の朝の開始時刻は、**12:00**となっています。

最近は寒くなって布団から出る時刻が遅くなっている児童も多いようですが、学校の開始時刻は毎日同じですので、それまでに間に合うような朝のルーティーンができるようにお願いします。

中学校や高等学校に進学したときにも必要なことになってきます。朝起きる時刻等、保護者の方にもご協力していただくことと思いますが、児童が意識して登校できるようになって欲しいです。

☆2 項目は、**学校に必要なものは持ってこないようにしましょう。**

授業以外の「学び」に必要なものはあります。

家で捕まえた「虫」やそれを入れたもの、登校途中で手に入れた草花や、牛乳パックや折り紙を使って家庭で工作したものなど、児童が興味関心をもって持つものは、主体的に学びたいと思っている気持ちの表れと考えています。

その一方で、他の小学校では見かけない姿として、お菓子類の持参（配布）が気になっています。旅行等のお土産や、イベント等で持ってきている姿も見てきましたが、学校には必要のないものです。一番気になるのが、学校敷地内で食べたり、下校中に食べたりしている児童の多いことです。それを見かけた人からは「マナーが身についていない。」思われてしまいます。

旅行やイベント等で、みんなが喜ぶようにと準備してくれる気持ちは十分にありがたいのですが、**学校でのお土産やお菓子の配布は遠慮していただきたいと思います。配布するなら、保護者から保護者へ、学校外でお願いします。**

「学校にお菓子を持ってくるのも良い。」と児童も誤った認識になると、中学校へ進学したときに困ったことにもなります。

この件については、保護者の皆様の協力なくしては取り組めないことですので、



学校の思いを知ってもらったうえで、ご了承ください。ただければと思います。

■ 和歌山市教育委員会より

【chromebook についての注意】

chromebook は学校や自宅での学習などに使うためのものです。

端末を使った回数や chromebook で作った資料、訪れたサイト、クラスルームやチャットなどの学習記録はすべて残っており、学校や教育委員会が、みなさんの学習をよりよくするために活用します。

また、フィルタリング機能で、危険なサイトへのアクセスできないようにしていますが、インターネット上には、様々な情報があります。



端末やインターネット利用については、学校の先生やおうちの人と「使い方を学習」するとともに、「自分でも正しい使い方を考えてく」ださい。

☆和歌山市教育委員会の「児童生徒の携帯電話（スマートフォン等）の使用に関する方針」も裏面に掲載しています。

■ 授業参観

自動車での来校はご遠慮ください。

特別な事情がある場合は「3日前までに」相談してください。申請書を渡します。その後、許可証を発行します。

また、来校者名簿の記入・提出のご協力もお願いします。用紙は、授業参観が近くなったら配布させていただきます。

児童生徒の携帯電話（スマートフォン等）の使用に関する基本方針

和歌山市教育委員会

近年、携帯電話（スマートフォン等）の急速な普及により、高度通信情報社会が身近なものとなってきている。一方で、依然として携帯電話（スマートフォン等）をめぐる様々な問題が発生しており、これからも情報機器の進展に伴い、新たなトラブルが発生することを懸念される。

については、学校と家庭、地域や行政が連携・協力し、児童・生徒に対して情報モラル、情報活用能力を身に付けるための教育を推進し、主体的に判断し、正しく行動できる資質や能力を養うことが重要であることから、次のとおり基本方針を定める。

1. 学校における携帯電話（スマートフォン等）の取扱いについて

(1) 小学校・中学校

- ・携帯電話（スマートフォン等）は、学校における教育活動に直接必要のないものであることから、学校への持ち込みを原則として禁止すること。
- ・緊急連絡のためなど、やむを得ない理由のある場合は、保護者から校長に対して、持ち込みの申請をさせ、例外的に許可すること。その際、校内での使用は禁止し、登校後に一時的に預かり、下校時に返却するなど、学校での教育活動に支障がないよう配慮すること。

(2) 高等学校

- ・携帯電話（スマートフォン等）は、学校における教育活動に直接必要のないものであることから、授業中の生徒によるスマートフォン等の使用を禁止したり、学校内での使用を一律に禁止したりするなど、学校及び地域の実態を踏まえ、学校での教育活動に支障がないよう使用を制限すること。

2. 学校における携帯電話（スマートフォン等）の指導について

(1) 学校における情報モラル教育等の取組について

- ・児童生徒の携帯電話（スマートフォン等）の利用の実態把握に努めるとともに、情報モラル教育を発達段階に応じて体系的に推進すること。
- ・児童生徒が情報を主体的に活用できる能力を高め、インターネット等を使用する場合のルールやマナーなど、他人への影響を考慮して行動することや、個人情報流出防止、架空請求、有害情報等の対応について指導を強化し、情報化社会の一員として、自覚と責任ある態度を養うこと。

(2) 「ネット上のいじめ」等に関する取組について

- ・ネット上においても、いじめは絶対に許さないという立場から、いじめ等に対する取組の更なる徹底を進めること。また、日ごろから児童生徒の小さなサインを見逃さず、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に向けて取り組むこと。

3. 家庭や地域との連携について

携帯電話（スマートフォン等）の使用における問題点や危険性については、関係機関や専門家との連携を密にし、PTA 研修会や地域懇談会等の場を通じて、保護者や地域社会に対して積極的な啓発活動に努めること。

- ・携帯電話（スマートフォン等）の使用における問題点や危険性については、児童生徒と保護者の間で認識のギャップがあるため、買い与える場合は、保護者がそれらを十分理解したうえで判断すること。
- ・家庭内ルール（利用目的・利用時間・利用場所等）を作り、守ること。また、学校の指導方針に従い、学校にスマートフォン等を持ち込まないこと。
- ・適切な利用環境を設定するために、必要ない機能を制限したり、フィルタリングの機能を設定したりすること。

■「受援力」って知っていますか？

気になった話がありましたので、紹介します。

以下、『KY ジャーナル “受援力” を身につけよう2024年9月19日』より

The first part of the paper discusses the importance of understanding the cultural context of the research. It highlights how cultural differences can influence the interpretation of data and the design of the study. The second part of the paper focuses on the methodology used in the research. It describes the sampling process and the data collection methods. The third part of the paper presents the results of the study. It includes a table showing the distribution of responses across different categories. The final part of the paper discusses the implications of the findings and suggests areas for future research.